平成２９年（フ）第８号
和歌山県橋本市御幸辻770番地の52、住民票上の住所和歌山県橋本市三石台１丁目５番地の２－４－1309
債務者　中村サリーナ真央
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第９号
和歌山市北新金屋丁25番地
債務者　小畑　岳司
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１６号
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町455番地の２　メゾン・ド・ベル102号室、前住所和歌山県伊都郡かつらぎ町大字妙寺309番地の３
債務者　竹本　敏也
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３０号
函館市陣川町110番地203
債務者　飯沼由紀子
1　決定年月日時　平成29年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第４７号
函館市堀川町６番21号　日本赤十字社函館赤十字病院（入院中）、住民票上の住所函館市的場町４番19号
債務者　長谷川良子
1　決定年月日時　平成29年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第３号
岩手県大船渡市盛町字宇津野沢３番地６　にしむら荘　３号室
債務者　荒川　篤志
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２９年（フ）第５号
岩手県一関市萩荘字川崎77番地　グレースドマーニＢ102
債務者　千葉　　潤
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２８年（フ）第５３５９号
大阪府八尾市東山本新町２丁目６番26号　晴山荘２号
債務者　仲川　　翔
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５４１７号
大阪府枚方市渚西２丁目６番13号
債務者　太田久美子
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５４６３号
大阪市北区中之島５丁目３番92―1404号
債務者　松田貴代子こと　柗田貴代子（旧姓辻本）
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５５０９号
大阪府摂津市東別府２丁目11番10号
債務者　西園　晃勝
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５５２１号
大阪府高槻市深沢町２丁目２番８－113号
債務者　森岡　丈志
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５５３１号
大阪府高槻市上土室３丁目31番208―103号
債務者　浅村　安博
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５５５１号
大阪府東大阪市南荘町８番２号
債務者　川畑　寿一
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５５５３号
大阪市西区北堀江２丁目３番13―802号
債務者　寺村　寛子
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５５５５号
大阪府高槻市寿町２丁目34番７号
債務者　高木　良行
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５５５６号
大阪市此花区島屋６丁目２番100―1510号
債務者　相原　　博
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部